

消費生活センターだより

発行 佐野市消費生活センター
佐野市高砂町1番地(市役所5階)
TEL 0283-20-3015 令和8年度①

私たちは、日常的に商品やサービスを購入し、消費して生活しています。これを、消費生活といいます。このように消費生活を営む私たちは、みんな消費者です。

5月は 消費者月間！

見える情報 見えない仕組み

～AI時代の消費者力を高めるために～

デジタル化の進展に伴い、AIなどに使われるアルゴリズム（問題を解決するための手順やルール）が発展するなど、インターネット上で消費者の選好を踏まえて情報が提供される「仕組み」も変化しており、消費者は商品やサービスに関する情報を容易に入手できるようになりました。

消費者がデジタルの利便性を最大限に享受しつつ、安全・安心な消費生活を営むためには、アルゴリズムが情報を届ける仕組みやリスクを理解するなど、デジタル社会に必要なリテラシーを高めることは重要です。

今回の月間を通じて、デジタル技術の利活用や情報提供の仕組みに関する基本的な知識を得て、消費者力を高めていきましょう。

その結果、消費者一人一人の選択が「より納得感の高いもの」や、様々な社会課題の解決につながる「エシカルなもの」になっていくと、今よりも明るい消費者の未来につながると考えられます。

そこで、令和8年度の消費者月間においては、「見える情報 見えない仕組み ～AI時代の消費者力を高めるために～」を統一テーマに掲げ、集中的な周知啓発を実施していきます。



見える情報 見えない仕組み

～AI時代の消費者力を高めるために～



※エシカル消費ってなあに？

近ごろよく耳にする「エシカル消費」という言葉。その正しい意味をご存じでしょうか？直訳すると「倫理的消費」。なんだか少し堅苦しいですね。でも「消費」という行動は、食べることや使うこと、買物など、わたしたちの毎日の生活そのもの。「エシカル消費」はより良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。このキーワードを意識しながら日々を過ごしてみると、世界の未来が変わります。

=最近多い相談事例を紹介します=

定期購入「返品」だけでは

解約になりません！！

【相談事例】

ネット広告で見たサブりを注文した。1回だけのお試しのつもりだったのに、2回目が届いたので送り返した。すると、請求書だけが送られてきた。商品を返品したのに請求書が届いたことに納得がいかない。支払わなければいけないのか。

【相談事例】

SNSの広告を見てお試し商品の美容液を買った。その後同じ商品が届いたが、注文した覚えがないのでその旨と解約希望の書面を同封して返品した。その後も請求書などは届いていたが無視していたところ、先日、法律事務所からこの請求について最終通告のような封書が届いた。どうしたらよいか。



※イラストは独立行政法人国民生活センター発行「見守り新鮮情報」より

【相談員からのアドバイス】

- 低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。
- 自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。
- ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- 誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。

消費生活センターでは消費者からの消費生活に関する相談に、専門の相談員が解決のためのお手伝いをしています。

また、クーリング・オフの方法や、消費者トラブル防止法をお伝えするための出前講座を実施しています。無料で講師を派遣しますので、お気軽にお問い合わせください。



お気軽にご相談ください。

※イラストは消費者庁イラスト集より

佐野市消費生活センター ☎0283-20-3015 (市役所5階)

(相談日時) 月～金曜日 午前9時～午後4時 (祝休日・年末年始を除く)